

○役員退職金支給規程

〔 2 達第14号 〕
平成2年12月3日
改正 平成23年3月28日
平成24年3月26日

(総則)

第1条 公益財団法人環境科学技術研究所の常勤役員（以下「役員」という。）に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 退職金は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に、法令に基づきその者の退職金から控除すべきものの金額を控除し、その残額を、特別の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から1月以内に支給する。ただし、役員が定款第26条第1号に規定する事由により解任されたときは、当該役員には退職金は支給しない。

2 役員が、非常勤役員として引き続き在任した場合におけるその者のそれまでの常勤であった在職期間にかかる退職金は、その非常勤役員を退職したときに支給するものとする。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職金の額は、寄附行為第20条第2号に規定する事由がある場合には、解任された場合を除き、理事会の承認を得て、これを減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 この規定による退職金の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職金を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規定による退職金の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者(退職金の返納)

第7条 退職した役員に対し退職金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に関し定款第26条第1号に規定する事由があつたことが明らかになったときは、その支給をした退職金の全部又は一部を返納させることができる。

- 2 退職した役員に対し退職金の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に関し定款第26条第1号に規定する事由があつたことが明らかになり、かつ、当該役員が死亡している場合は、遺族に対し退職金の全部又は一部の返納を命ずることができる。
- 3 前2項の規定により返納させるべき退職金の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、平成2年12月3日から施行する。

附 則（平成23年3月28日23達第4号）

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現に在任する役員の退職金の支給額は、施行日の前日までの在任期間にあつては、第3条第1項において「100分の12.5」とあるのを「100分の25」と読み替えて、又、施行日以降の在任期間にあつては、第3条の規定を適用して支給するものとする。

附 則（平成24年3月26日24達第39号）

1. この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日。以下「移行の登記の日」という。）から施行する。
2. 移行の登記の日の前日に財団法人環境科学技術研究所（以下「旧研究所」という。）に在職する常勤役員であつて、移行の登記の日以降引き続き研究所の常勤役員となった者の在職期間は、その者の旧研究所の常勤役員としての在職期間を、研究所の常勤役員としての在職期間とみなす。